

# 公務災害事案に関する損害賠償について

## 【はじめに】

平成27年12月に発生した雄武町職員の自死については、訴訟を経て公務災害と認められ、その後、遺族が町に対し損害賠償請求をされていたところであり、本年2月6日に札幌地方裁判所において判決が下され、町に対し約6570万円（遅延損害金含まず）の損害賠償金の支払いが命じられ、期限までに原告（遺族）および被告（町）ともに控訴を行わなかったことから判決が確定したところであり、

町は、本年2月28日に雄武町議会臨時会を開催し、損害賠償金に関する補正予算を提出し可決され、3月上旬に遺族に対し、損害賠償金の支払いを行ったところであり、

本件については、8年以上にわたる余りにも長い年月が経過してしまったものであり、これまでの遺族の悲しみや心痛は、想像をはるかに超えるものがあったものと拝察されるのであります。このような悲しいできごとが、今後、二度と起こることがないように、町長の陣頭指揮のもと、職員と一丸となって再発防止策を進めてまいります。

## 【経緯】

本件については、平成27年12月9日に職員が自死するという事故が発生したものであり、翌年9月6日に遺族が地方公務員災害補償基金北海道支部に対し公務災害認定請求を行ったところであり、また、公務外の災害と認定され、さらに不服申し立てにあたる審査請求についても請求棄却となったところであり、

その後、遺族は平成30年9月13日に公務外認定処分取り消しを求め提訴し、第一審においては請求棄却となりましたが、控訴審において一審判決が取り消され、令和3年9月24日に公務災害に認定されたところであり、公務災害認定との判断を受け、町においても調査を実施し、町に対し安全配慮義務違反があったと結論付けたところであり、

そして、令和4年3月17日付で、遺族側弁護士から損害賠償請求書が送付され、その後、賠償責任があることを前提に和解協議を進めていたところであり、話し合いによる解決には至らずに、令

和5年1月27日に札幌地方裁判所から訴状が届いたところであり、令和5年3月7日に第1回口頭弁論が開かれ、以降、計8回にわたる審議を経て、本年2月6日に判決が出たところであり、

## 【公務外認定処分取消訴訟の控訴審において公務災害と認定された理由】

①12月に亡くなる前の9月末から10月にかけて33日間連続して出勤するなど、業務による負荷の程度は強度とは言えないものの、相当程度のものであった。  
②営農用水業務については、昼夜を問わず警報が発せられる可能性があるなど、精神的な負荷は相当程度のものであった。  
③当時の職務体制について、係員が全員未経験者であったことなどを考慮すると、平成25年度と比べ平成27年度は実質的に人員減の状況にあったというべきであり、相当程度の負荷を与えていた。

**結論** そして、これらの事情を全体としてみると、業務による強い負荷が与えられていたと認めるのが相当である。

## 【雄武町における調査結果（令和4年1月7日）】

職員の公務外認定処分取消請求

「営農用水の警報対応業務について」  
営農用水の警報対応業務の外注の検討を提言させていただく。実際に外注する場合、外注先の問題や外注するにあたっての技術的な問題など、現実的な問題はあろうかと思われるが、町としての再発防止策の見地から、検討を進めていただきたい。

## ④日常的なメンタルヘルスケアについて

本件のような業務負担の過多のみならず、様々な要因で業務を通じて心身の不調が生じる可能性がある。早期に専門の相談窓口を設け、周知するべきである。なお、役場内部の問題を正確に把握する趣旨では内部機関として設けるのが望ましいが、内部で設けることが難しい場合は外部の相談窓口を外部委託しその連絡先を周知させるなどの手段も挙げられる。

日常的な予防活動として、一般の職員や管理職向けの研修、産業保健スタッフによるメンタルヘルスケア対策・支援の実施、ストレスチェックの継続的な実施や高ストレスの職員への保健師への面談といった対応が挙げられる。また、潜在化している問題を把握するため、定期的なアンケート調査の実施をすることも挙げられる。

**対応** 職場環境の改善等に関する相談窓口が総務課である旨を改めて職員に周知するとともに、メンタルヘルス等に関する外部窓口も

事件について、控訴審判決により、公務外とした一審判決が取り消されたことを受け、令和3年10月に雄武町として、事故に至るまでの事実関係およびその原因の調査、そして、その結果を踏まえたうえでの職場環境の改善や再発防止策を講じることが必要であると判断し、弁護士に委託をして調査を実施したものであります。

本件調査に基づく結論としては、「平均的な労働者を基準として、業務内容、人員配置体制、労働時間その他を考慮した場合、被災した職員の従事していた業務は強度の心理的負荷を生じさせ得るものであったと認められ、業務によって気分（感情）障害を発症し自殺に至っており、本件自殺は、業務に起因するものであると認めざるを得ない」と考えられる。また、被災した職員の業務が過重な状況にあったことは、町として認識してしかるべきであったといえ、町には安全配慮義務違反があったと認めざるを得ない」という結果となりました。

## 【再発防止策（弁護士による調査結果報告より）】

### ①農務係・農地整備系の業務量について

農務係の係長と、農地整備係の

新たに設けた。また、メンタルヘルスに関する研修も定期的に開催している。

### ⑤その他

本件事件から期間が経過し、その間様々な対策が講じられてきたため、直ちに再発のリスクが高いとまでは言えないが、今後も継続的に再発防止を維持していくため、以上のような対策が検討されるべきと史料する。

**対応** 職場環境の改善や働き方改革に関する先進事例などを参考に、魅力ある職場づくりを目指している。

## 【損害賠償請求事件の令和6年2月6日判決】

本判決に至る事実として、被告である町の注意義務違反および被災者の自死との因果関係において、「被告は、被災者の使用者として注意義務を負っており、その履行がなされていないことが、明確に判決に記述され、このことから、今回の判決での賠償義務を負うことにつながったところであり、

## 岡総務課庶務係

**②時間外勤務・休日出勤について**  
勤怠管理システムによって入退庁時間は把握できるが、時間外勤務を提出せずに時間外勤務を行ってしまうケースはないわけではなく、そのような時間外勤務が常態化しないよう、定期的に指導・啓発し、適切に時間外勤務が提出されているかチェックを行う必要がある。

**対応** 管理職員に対し、部下職員の出勤を把握し、しっかりと把握し対応するように指示をしている。

**③営農用水の警報対応業務について**  
営農用水の警報対応業務の外注の検討を提言させていただく。実際に外注する場合、外注先の問題や外注するにあたっての技術的な問題など、現実的な問題はあろうかと思われるが、町としての再発防止策の見地から、検討を進めていただきたい。

また、外注せず町において対応するとしても、少なくとも毎日時間帯を問わず警報対応を余儀なくされる状態は解消すべきである。農地整備係だけではなく他の課・係等とも協力をするなどして人員を確保し、シフト制とするなど、本業務に関与しない日を設けて、緊張を緩和する日を設けるべきと史料する。

また、職員個人の携帯電話に通知が入ることも、私生活に業務を持ち込むことにつながりかねず精神的負荷の一因となるし、情報管理の観点からも適切ではないので、営農用水の警報対応用の携帯電話を用意するのが望ましい。なお、警報対応業務の負担がストレスとなる業務であることを担当者はもちろん役場内全体で共有し、管理者らとして常にこの点への配慮を意識すべきことは当然である。

**対応** 副町長をトップとした「営農